

## 期日前投票

羽曳野市選挙人名簿に登録されているが、投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票できます。

なお、事前に自宅などで期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。ぜひご利用ください。

### ◆期日前投票ができる期間と場所◆

[期間] 11月6日(金)～21日(土)  
8:30～20:00

[場所] ・市役所本庁 1階ロビー  
・総合スポーツセンター 1階幼児室  
(はびきのコロセラム)

## 不在者投票

羽曳野市選挙人名簿に登録されているが、投票所(または期日前投票所)に行くことができない方で、次のいずれかに該当する場合は、事前に手続きすることで不在者投票ができます。  
※なお、不在者投票の手続きには、日数が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

### ①長期出張や出産などの理由で、羽曳野市外に滞っている場合

羽曳野市選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、交付を受けてから最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票することができます。なお、投票用紙等の請求はできるだけお早めにお手続きください。「不在者投票宣誓書・請求書」の用紙は選挙管理委員会事務局および期日前投票所に備え付けています。また、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

### ②都道府県選挙管理委員会が指定した病院(施設)に入院(入所)している場合

投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。詳しくは病院(施設)にお問い合わせください。

### ③身体に障がいをお持ちの人(公職選挙法に定められている一定の障がいに該当する人)

「郵便等による不在者投票」の制度があります。  
※郵便等による不在者投票を行うためには、「郵便等投票証明書」が必要となりますので、あらかじめ交付申請を行ってください。

#### ●●郵便等による不在者投票のできる人●●

- ◆身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方
  - ・両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級
  - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級もしくは3級
  - ・免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級まで
- ◆戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方
  - ・両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで
  - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症まで

## —大阪府知事選挙における住所移転者の選挙権の行使について—

!! 最近住所を異動された場合、投票場所などが変わることがあります。次の表でご確認ください!!

届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
転入届をされた方	他府県からの転入	今年8月4日以前	○	
		今年8月5日以後		○
	大阪府内からの転入	今年8月4日以前	○	
		今年8月5日以後		◆
転出届をされた方	他府県への転出	全期間		○
		今年8月4日以前に新住所地で転入届	○	
	大阪府内への転出	今年8月5日以後に新住所地で転入届		◆
		住所地区町村の選挙管理委員会に投票所をご確認のうえ、該当の投票所へお出かけください。		

- ※ ◆印での投票は、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必要。
- ※平成27年8月5日以後、大阪府内の市町村間で住所を異動された方は、前住所地で投票を行うことができますが、そのためには前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- ※前住所地で投票する際には、市区町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示しなければ投票できません。従って、投票日までに最寄りの市(区)役所または町村役場の住民票を担当する窓口で証明書の交付を受けておいてください。(ただし、2回以上住所を異動された方は、取扱いの異なる場合があります。)

### ◆介護保険の被保険者証をお持ちの方で、被保険者証に次の記載がある方

- ・要介護状態区分が要介護5
- ※上記に該当するかが不明な場合は選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

### ●●郵便等による不在者投票における代理記載制度●●

郵便等による不在者投票ができる方のうち、次の(1)または(2)に該当する方はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権のある方に投票に関する記載(以下「代理記載」という。)をさせることができます。

- (1)身体障がい者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方
- (2)戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載された方

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続と代理記載人となる方の届出の手続を行っておく必要があります。(これらの手続を同時に行うことも可能です。)

### ●●郵便等による不在者投票のできる期間●●

期日前投票及び一般の不在者投票の場合と同じです。ただし、この投票は、投票日当日(11月22日(日))の投票所を閉じる時刻までに、選挙管理委員会の委員長を経由して投票所へ送らなければなりませんので、必ず郵便等でお早めにお送りください。

### ●●郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続●●

あらかじめ申請して交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、所定の様式の請求書により、選挙期日の4日前(11月18日(水))までに、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、郵便等により投票用紙等の交付を請求してください。(また、「郵便等投票証明書」の有効期限の切れている方は、前記の手帳等を添えて選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。)